

糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会専門部会設置要領

(設置)

第 1 条 糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会設置規程第 3 条第 4 項の規定に基づき、糸島 1 市 2 町合併協議会幹事会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 専門部会は、糸島 1 市 2 町合併協議会に提案する事項及びその他合併に関する事項を専門的に調査し、協議案又は調整案を作成するものとする。

(組織)

第 3 条 専門部会は、新市基本計画部会、財政計画部会、電算計画部会、行財政部会、生活環境部会、健康福祉部会、産業建設部会及び文化教育部会の 8 部会とし、それぞれ別表に掲げる部会員をもって組織する。

2 専門部会は、それぞれ部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長及び副部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

4 専門部会に分科会を置く。

(会議)

第 4 条 専門部会は、部会長が開催し、これを進行する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 部会長は、必要に応じて関係職員の出席を要請することができる。

4 各専門部会は、必要に応じて関係する部会と合同の会議を開催することができる。

(報告)

第 5 条 部会長は、専門部会での協議の経過及び結果について、幹事会に報告するものとする。

(庶務)

第 6 条 専門部会の庶務は、部会長の属する市又は町の担当部課が処理する。

(委任)

第 7 条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営等に関し必要な事項は、各専門部会が定める。

附 則

この要領は、平成 2 0 年 1 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）

専門部会

専門部会名	部 会 員				
	前 原 市	二 丈 町	志 摩 町		
新市基本計画部会		経営企画課 企画調整係	企画調整課 企画係	企画課 企画振興係	担当課及び係の長等
財政計画部会		財政課 財政係	総務課 財政係	総務課 財政係	
電算計画部会		秘書広報課 情報政策係	企画調整課 調整係	企画課 情報係	
行財政部会	議会事務局 総務部 市民部	議事課 監査事務局 財政課 会計課 総務課 秘書広報課 経営企画課 税務課 収税課	議会事務局 総務課 出納室 企画調整課 税務課	議会事務局 総務課 出納課 企画課 税務課	担当部課等の長
生活環境部会	市民部 建設水道部	市民課 生活環境課 業務課 水道課 下水道課	住民課 生活環境課	住民課 都市計画課 上下水道課	担当部課等の長
健康福祉部会	健康福祉部 福祉事務所 市民部	福祉課 子ども課 保険年金課 健康づくり課 収税課	住民課 健康福祉課	住民課 健康福祉課	担当部課等の長
産業建設部会	産業振興部 建設水道部	農林水産課 農政課 農業委員会 商工観光課 企業立地課 建設課 都市計画課	産業振興課 都市整備課 企画調整課	産業振興課 都市計画課 土木課 総務課	担当部課等の長
文化教育部会	教育部 健康福祉部	学校教育課 生涯学習課 文化課 人権・同和政策課	教育課 企画調整課	学校教育課 社会教育課 企画課	担当部課等の長